

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める
重要な財産を定める条例

平成二十年十二月二十二日

宮城県条例第七十三号

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例をここに公布する。

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法第四十四条第一項の条例で定める重要な財産を定める条例

公立大学法人宮城大学に係る地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第四十四条第一項の条例で定める重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が七千万円以上の不動産（土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。